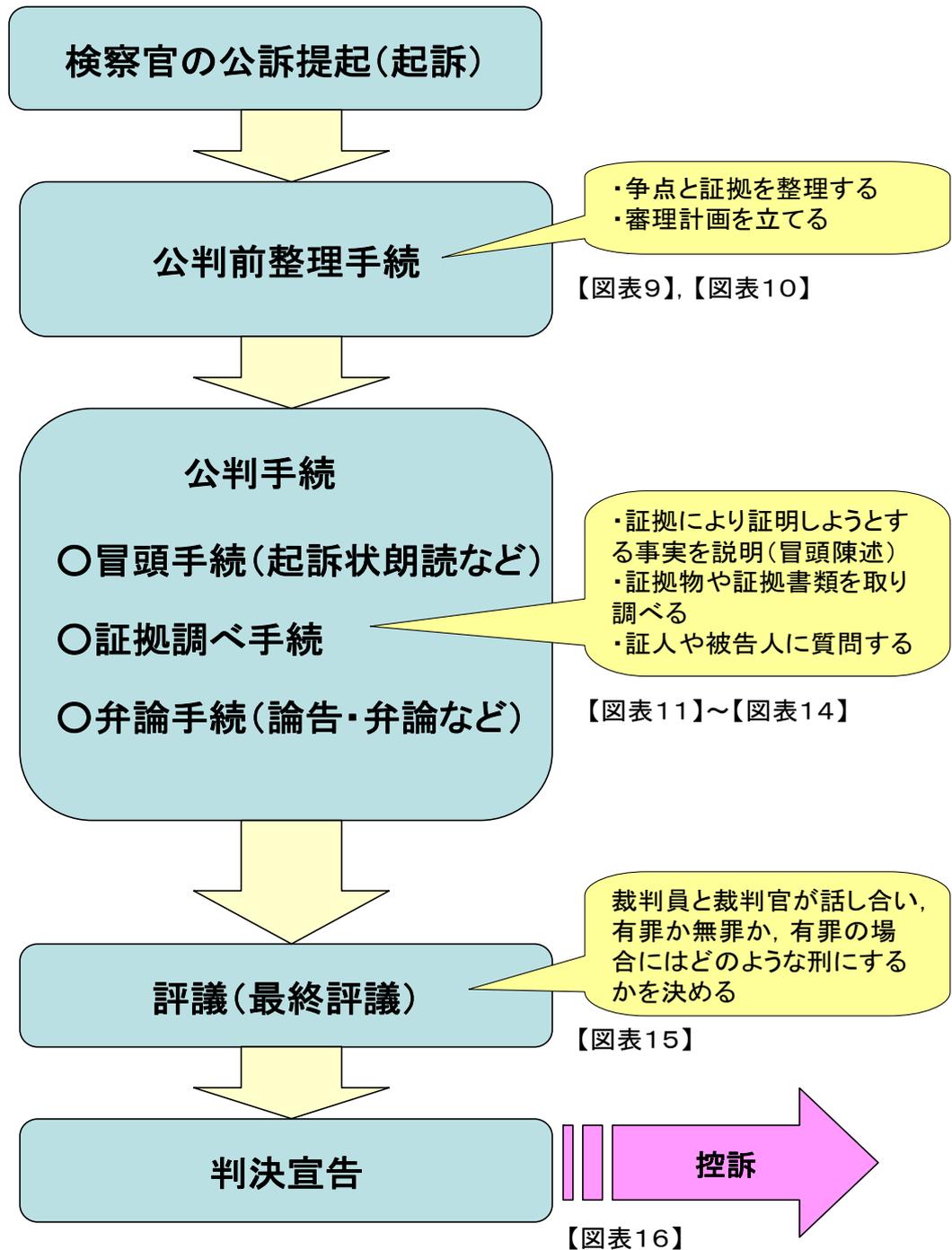


第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1 公判手続の流れについて

起訴から公判前整理手続、公判手続を経て判決宣告に至るまでの流れ及び図表との関係をフローチャートで示すと以下のとおりである。



2 審理

(1) 合議体の構成・除外決定等

合議体の構成は、すべての事件が裁判官3人、裁判員6人の構成をとっており、裁判官1人、裁判員4人の構成をとったもの(裁判員法2条2項, 3項)はなかった。また、除外決定(同法3条1項)及び区分審理(同法71条以下)がされた事件もなかった。

(2) 公判前整理手続

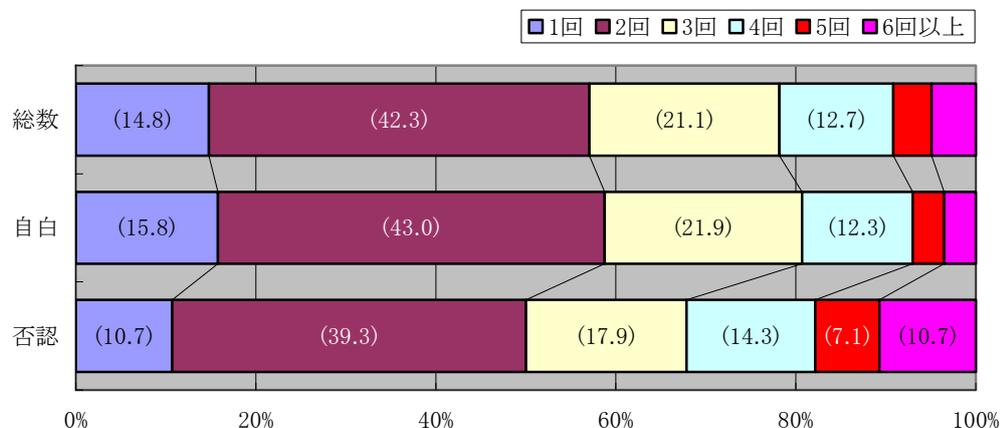
公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況(自白・否認別)は、図表9のとおりである。公判前整理手続期日を開いた回数は、平均2.6回であり、全判決人員142人のうち111人(78.2%)は3回以内に終了している。

図表9 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数(自白否認別)

	判決人員	公判前整理手続期日回数						平均公判前整理手続期日回数(回)
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	(100.0) 142	(14.8) 21	(42.3) 60	(21.1) 30	(12.7) 18	(4.2) 6	(4.9) 7	2.6
自白	(100.0) 114	(15.8) 18	(43.0) 49	(21.9) 25	(12.3) 14	(3.5) 4	(3.5) 4	2.6
否認	(100.0) 28	(10.7) 3	(39.3) 11	(17.9) 5	(14.3) 4	(7.1) 2	(10.7) 3	3.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 () は判決人員に対する割合(%)である。



第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

平均審理期間、公判前整理手続期間及び同手続以外の手続に要した期間の平均（自白・否認別）をみると、図表10のとおりである。公判前整理手続以外の手続に要した期間とは、1)受理から公判前整理手続に付する決定までの期間、2)公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間及び3)実審理期間の合計である。

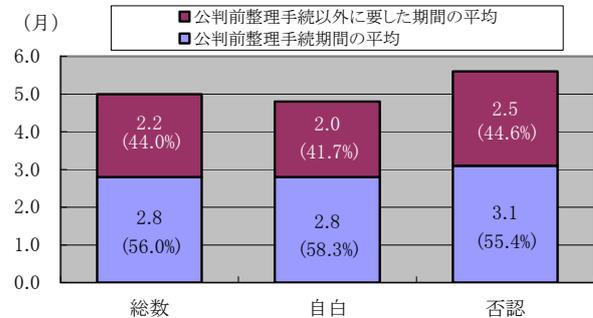
平成21年に行われた裁判員裁判の平均審理期間は、5.0月であり、このうち公判前整理手続に要した期間が2.8月、それ以外に要した期間が2.2月となっている。

図表10 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
総数	5.0	(56.0) 2.8	(44.0) 2.2
自白	4.8	(58.3) 2.8	(41.7) 2.0
否認	5.6	(55.4) 3.1	(44.6) 2.5

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 () は平均審理期間に対する割合(%)である。



(3) 開廷回数

開廷回数の平均及び分布状況を自白・否認別にみると、図表11のとおりである。公判期日を開いた回数（開廷回数）は、平均3.3回であり、全判決人員142人のうち99人（69.7%）が3回以内の開廷で終了している。

図表11 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

	判決 人員	開 廷 回 数					平均開廷 回数(回)
		2回以内	3回	4回	5回	6回以上	
総数	142	9	90	35	7	1	3.3
自白	114	9	77	24	4	-	3.2
否認	28	-	13	11	3	1	3.7

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

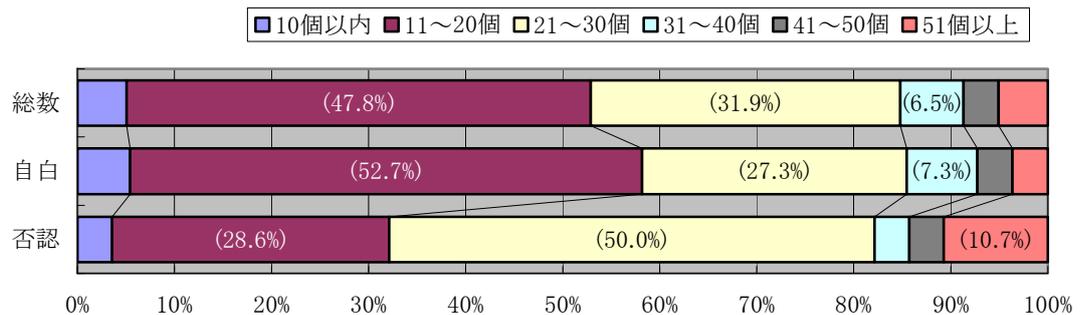
(4) 公判審理（証拠調べ）

取調べ証拠数、取調べ証人数の各平均及び分布状況を自白・否認別にみると、図表12及び図表13-1、13-2のとおりであり、法廷で取り調べられた証拠の数の平均は23.8個【図表12】、証人の数の平均は1.6人である【図表13-2】。

図表12 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調 べ証拠数 (個)
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数	138	7	66	44	9	5	7	23.8
自白	110	6	58	30	8	4	4	23.4
否認	28	1	8	14	1	1	3	25.3

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



図表13-1 取調べ証人数別の終局件数の分布（自白否認別）

図表13-2 平均取調べ証人数（自白否認別）

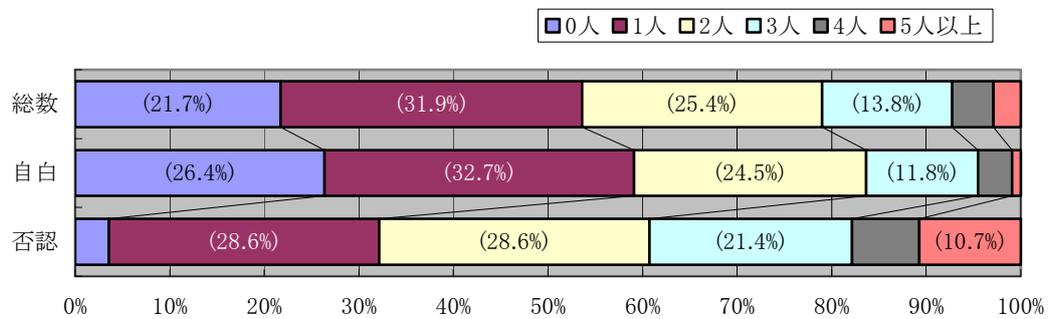
図表13-1

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人 以上
総数	138	30	44	35	19	6	4
自白	110	29	36	27	13	4	1
否認	28	1	8	8	6	2	3

図表13-2

	平均取調 べ証人数 (人)
総数	1.6
自白	1.4
否認	2.4

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間について、検察官、弁護士及び裁判体の各尋問（質問）時間の平均を自白・否認別にみると、図表14のとおりであり、下の円グラフは、開廷時間に占めるそれぞれの時間の割合をグラフ化したものである。

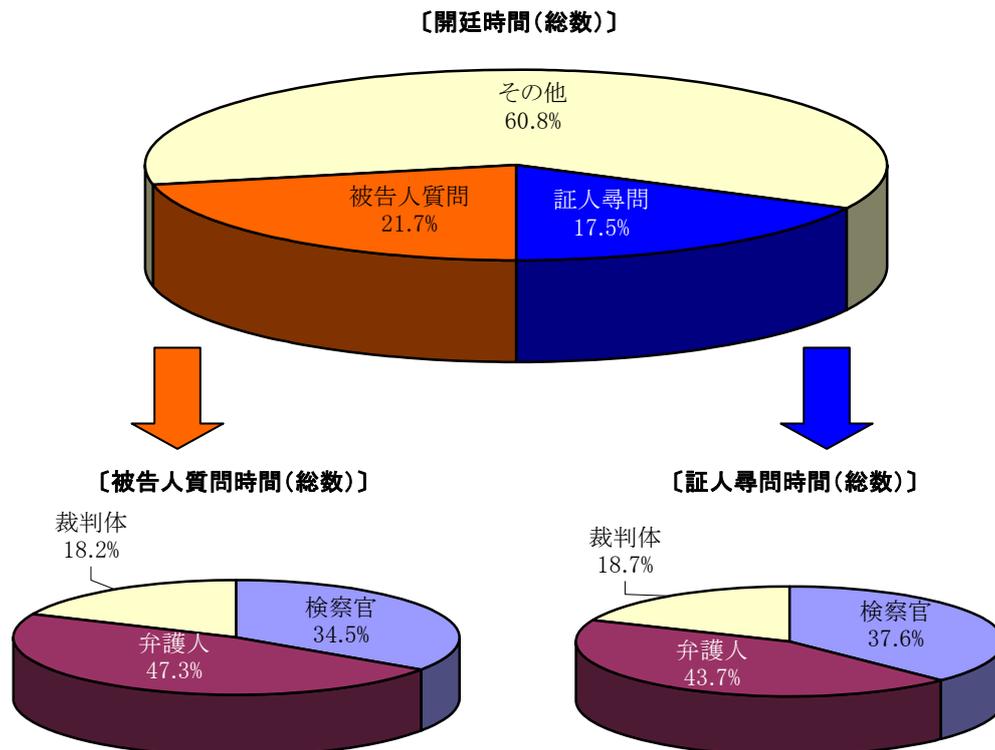
開廷時間の平均は526.9分であり、このうち証人尋問時間の平均が92.1分、被告人質問時間の平均が114.5分となっている。

図表14 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）

	平均開廷時間 (分)	平均証人 尋問時間 (分)	平均証人尋問時間の内訳			平均被告人 質問時間 (分)	平均被告人質問時間の内訳		
			うち 検察官	うち 弁護士	うち 裁判体		うち 検察官	うち 弁護士	うち 裁判体
総数	526.9	92.1	34.6	40.3	17.2	114.5	39.5	54.2	20.8
自白	482.5	79.6	29.3	35.6	14.8	105.9	36.5	50.0	19.5
否認	701.3	129.6	50.7	54.3	24.6	148.4	51.1	71.0	26.3

(注) 1 刑事局への個別報告による概数である。

2 「平均証人尋問時間」には、証人尋問を実施していないものを除く。



3 評議

評議時間の分布状況（自白・否認別）は、図表15のとおりである。なお、評議時間は、最終評議のみの時間であり、中間評議の時間を含まない。

最終評議の平均所要時間は、全事件で397.0分、自白事件では377.3分、否認事件では477.3分となっている。

図表15 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

	判決 人員	評 議 時 間						平均評議 時間(分)
		240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	720分 を超える	
総数	142	18	48	45	23	6	2	397.0
自白	114	18	40	37	16	3	-	377.3
否認	28	-	8	8	7	3	2	477.3

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

4 裁判の結果

主要罪名別の量刑分布状況及び控訴人員は、図表16のとおりである。

平成21年に終局判決がなされた142人全員が有罪判決となっているが、その内訳をみると、無期懲役が1人、有期懲役（実刑）が109人、執行猶予付有期懲役が32人（うち保護観察付執行猶予が20人）となっている。

有罪判決を受けた142人中、47人について控訴がなされており、うち1人について高裁で控訴棄却の判決がなされている。

図表16 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員

	終局人員	終 局 区 分														控訴人員	控訴率 (%)	
		有 罪												無罪	その他			
		有罪人員	死刑	無期懲役	有 期 懲 役								実刑					執行猶予
					30年 以下	25年 以下	20年 以下	15年 以下	10年 以下	7年 以下	5年 以下	3年以下						
総数	149	142	-	1	-	3	7	8	29	30	24	8	32	20	-	7	47	33.1
強盗致傷	42	42	-	-	-	-	-	-	11	11	13	2	5	5	-	-	15	35.7
殺人	36	33	-	-	-	1	7	5	2	7	5	-	6	3	-	3	13	39.4
覚せい剤取締法違反	17	16	-	-	-	-	-	1	8	6	1	-	-	-	-	1	5	31.3
現住建造物等放火	11	11	-	-	-	-	-	-	2	1	3	1	4	2	-	-	4	36.4
(準)強制わいせつ致死傷	9	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	7	4	-	-	2	22.2
(準)強姦致死傷	9	8	-	-	-	-	-	-	4	2	1	-	1	1	-	1	4	50.0
傷害致死	9	8	-	-	-	-	-	-	1	3	1	1	2	-	-	1	1	12.5
集団(準)強姦致死傷	5	5	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	3	3	-	-	-	-
偽造通貨行使	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	-	-	-	-
強盗致死(強盗殺人)	3	3	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	66.7
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
通貨偽造	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
逮捕監禁致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗強姦	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。
 3 禁錮刑の終局人員はない。

第4 その他

選任手続期日から判決宣告立ち会いまでの通算の裁判員の職務従事時間(選任手続期日に要した時間, 開廷時間及び最終評議に要した時間の合計)は, 平均17.8時間である。

また, 裁判員法(106条ないし112条)に違反したとして処理されたものはなかった。